

# 議会のことば

議会のことばの中には、難しい用語がいろいろ出てきますので簡単に説明します。

案件	処理、調査すべきことから、または議題となる問題です。
委員外議員	議員は必ず一つ以上の委員会に所属することになっています。所属していない委員会に出席する場合の名称です。 福島町議会は、「総務教育常任委員会」、「経済福祉常任委員会」、「議会運営委員会」の3つを常設しています。
委員長報告	委員会は付託を受けた議案や請願の審査を終えたとき、報告書を作成し委員長から議長に提出するとともに、委員長は本会議で審査の経過と結果の報告をします。 審査や調査の中間段階で報告を行うこともあります。
意見書	地方自治法の規定に基づき、議会は、町の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見書として提出することができます。意見書の提案は、議員または委員会が行い、本会議で提出の可否を決めます。
一括議題	一議案ずつ議題とするのではなく、議事の能率化を図るために関連する議案を一括して議題とすることです。 「議案第〇号から議案第〇号を一括して議題といたします」と議長が宣告します。一括上程ともいいます。
一問一答方式	質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形式で一問ずつ質問者と答弁者の間で問答を続けることを言います。
一般質問	本会議で議員が町政運営全般（施策の状況・方針等）について、執行機関（町長・教育長等）に疑問点を質問し、答弁を求めるものです。
一般選挙	議会議員の全員を選ぶ選挙のことで、任期満了（4年）だけでなく、議会の解散等で議員全員がいなくなった場合も含まれます。
延会	議事日程の全部を終わらずに、一部の日程を他の日に延ばして、会議を閉じることです。
演壇	本会議において発言をする人が立つために設けられた壇のことをいいます。 発言は、動議や質疑・意見交換・再質問に対する答弁などの場合を除き、全て演壇で行われます。演壇に上がることを登壇といいます。 一般質問の第1回目については、議員席側に議員発言用演壇を設置し、執行者側と対面する方式で行われます。
開会・休閉会	議会の開会・休閉会は、議長が宣告する。 「ただいまから、令和〇年度定例会〇月会議を開会いたします」、「令和〇年度定例会は本日で休会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます」と議長が本会議で宣告します。
会期	議会が会議を行う期間のことで、開会日から休閉会日までをいいます。 本会議の審議期間は、町と議会が協議して定め、本会議開会后、議会運営委員長から「本日から〇月〇日までの〇日間」と報告します。

	福島町議会では、毎年4月1日から3月31日までを会期とする通年議会として、会議条例で規定しており、会期については議決事項とされておりません。
会議条例	議会が、本会議・委員会等の運営に関する一般的な手続、内部規律等を定めた条例です。本会議・委員会の議事手続、議会で行う選挙、請願・陳情の扱い、議員の辞職、規律等を定めています。
会議録署名議員	本会議の議事を記録した公文書(会議録)に、議長とともに署名する議員のことをいいます。本会議(定例に再開する議会・定例以外に再開する議会)の開会日に、議長が本会議で2名の議員を指名します。 常任委員会・特別委員会の会議録については、各委員長が署名する。
可決・否決	議決のうち、条例案、予算案、契約締結議案、意見書案、決議案などの原案、修正案を可とすることを可決、否とすることを否決とといいます。
議案	議会の議決を経るために、町長や議員または委員会が提出する案件のことです。条例案、予算案、決算認定議案、契約締結議案、人事同意議案、専決処分承認議案などがあります。広い意味では、意見書案、決議案などを含む場合もあります。 議員が議案を提出する場合は、一定数の議員の賛成が必要です。
議員	国会・地方公共団体の議会の構成員のことを言います。
議員間討議	議題等について、議員(委員)相互で自由に意見を交わし、論点を明確にし議論を深めること。
議員の任期	議員として在任する期間のことを言います。一般選挙により選出された地方公共団体の議会の議員の任期は4年です。
議会	地方公共団体に置かれる合議制の議事機関のことを言います。
議会運営委員会	議会を円滑、効率的に運営するため、条例で設置する委員会です。 審議日数、議事日程、議案・一般質問等の取扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例等議会に関するルールについて協議、調査、審査します。
議会事務局	町議会がスムーズに運営できるよう庶務的事務や議長・議員の職務をサポートすることが主な仕事として、議会に設置された事務担当組織のことを言います。
議決	表決の結果得られた議会の意思決定のことです。
議事日程	本会議の日ごとに、開議の日時、会議に付する事件・順序等を記載したその日の会議の進行表のことです。 議長が作成し議員に配付します。
議場	本会議(定例に再開する議会・定例以外に再開する議会)の開かれる会議場のことを言います。福島町議会は、特別委員会、常任委員会、全員協議会も議場で公開して開催しています。
議席	議員が、議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことを言います。
議長	議員のうち、議会の選挙により選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限と、議会を代表する地位を与えられた議員のことを言います。
休会	会期中に、一定期間議会の会議が開かれずに、休止している状態にあることを言います。

起立表決	議案等に対して賛成の者が起立する方法による表決のことを言います。
休会中継続 審査・調査	会議に付された案件を会期中に議了できず、継続して審査・調査を行うことです。 これには議決が必要です。
継続	議会は会期ごとに独立し、会期中に議決に至らなかった事件は「会議不継続の原則」により消滅して、後会に継続しません。 例外として、特に付託された委員会における議会閉会中の継続審査があります。
決議	議会の意思を対外的に表明する議会の議決で、その多くは、政治・行政に関わる課題で議員が発案し本会議に諮ります。
決算認定	議会在、一会計年度の歳入、歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査したうえで確認し、認定することを言います。
欠席議員	正規の手続きを経て開かれた議会の本会議または委員会に出席しない議員のことを言います。
採決	議長が本会議で表決をとる行為のことです。委員会の場合は、委員長が表決をとる行為のことです。
採択・不採 択	議決のうち、請願、陳情について、これを肯定する議会の意思決定を採択、否認する決定を不採択と言います。
参画奨励条 例	本会議の傍聴に関し、手続、傍聴人の守らなければならない事項などを定めた条例です。 福島町議会では、参画しやすい開かれた議会の実現のために、手続は必要なく、傍聴人の禁止制限規定などを大幅に削減し、必要最低限なものに整理するとともに、分かりやすい規定に改正しています。
参画席	議会のやり取りを聞くことが出来る席です、定員は30人です。(車椅子用2人分)
施政方針	町長が翌年度の主要な施策について、翌年度の予算審議の前段に、総合計画(基本計画)の項目に沿って発表する。教育長は翌年度の主要な施策について教育施政方針を発表する。
質疑	質疑は現に議題となっている議案等に関し疑問点を質すことで、町政全般に関する質問とは区別されます。
質疑・質問	一般質問では、質疑と質問を併せて行っています。
執行機関	議決機関としての議会に対して、町長をはじめとする各種の委員会や委員(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など)をいいます。
質問通告書	質問する事項を、あらかじめ議長に告知知らせる文書を言います。
承認・不承 認	議決のうち、専決処分承認議案について可とすることが承認、否とすることが不承認です。予算・条例・意見書・決議は「可決」・「否決」、決算は「認定」・「不認定」、人事は「同意」・「不同意」、請願・陳情は「採択」「不採択」
招集	議事機関である議会を開くために議員に一定の日時に一定の場所へ集合することを要求することを言います。
常任委員会	議会の内部機関で、付託を受けた議案などの審査や町の事務に関する調査をそれぞれ分担して詳細に行います。

	条例で、総務教育、経済福祉、広報・広聴の3常任委員会を設置しています。
所管事務調査	常任委員会は、所管する町の事務を自主的に調査する機能を有しており、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項について調査するものであり、委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいいます。
条例	議会で決定される町のルール(規定)です。
除斥	直接利害関係のある議案等について審議する際、該当する議員を退席させること。
審議	本会議で、付議案件について、説明を聞き、質疑・意見交換・討議・討論をし、表決するという一連の流れを「審議」といいます。 委員会でも同様ですが、審査と調査をあわせて委員会審議といいます。
人事案件	町長が、副町長や監査委員などを選任または任命するにあたり、議会の同意を得るために提出する人事同意議案をいいます。
請願	請願権は憲法で保障された国民の基本的権利で、国民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べることをいいます。 町議会に請願する場合は、議員の紹介により要件を備えた請願書の提出が必要です。 議会の審議で採択か不採択かを議決します。
政務活動費	議員の調査研究等の活動に資するために必要な経費の一部として交付する。 条例により、使途基準(調査研究・研修・会議・資料作成・事務費等)を設定している。 政務調査費報告書・収支報告書を年度終了日翌日から起算し30日以内に提出しなければならない。
説明のための出席要求	本会議や委員会に、町長や教育委員会などに、提出議案の説明などのため出席を求めることです。
全員協議会	将来審議される問題や緊急・重要な問題について、議員全員で協議するため開催できると規定しておりますが、原則として、本会議場で開催し、参画(傍聴)を認めることとしております。(運営基準・申し合わせ事項)
全会一致	採決による議会や委員会の意思決定の際、出席議員(委員)全員の意思が一致することです。 委員長報告の際に、「全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました」などと用いられます。
先議	緊急を要する議案について、予定された採決日によらず会期の途中で議決することをいいます。
専決処分	議会が議決をしなければならない事項を、町長が意思決定をすることです。 時間的に議会の招集を待てない緊急の場合や、議会の議決により委任された場合などに、町長が専決処分できることとなっておりますが、専決処分の後に、議会に報告し承認を求める議案の提出が必要です。 (専決処分指定事項) ① 1件 100万円以下の和解、損害賠償額決定 ② 年度末における町債借入額の増減、新たな借入れ(一般公共事業財源対策分)に伴う

	<p>予算の繰替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 年度末における地方交付税等の増減額補正</li> <li>④ 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の予算補正</li> <li>⑤ 災害、突発的な事故による維持補修費・工事費等の予算補正</li> <li>⑥ 民事訴訟法による支払督促申立ての提起・和解・調停</li> <li>⑦ 条例主旨を変更しない範囲の引用条項等の整備</li> <li>⑧ 条例主旨を変更しない範囲の字句の訂正</li> </ul>
多数決	<p>議会の議決は、出席議員の過半数をもって「多数」とし決するのが原則です。可否同数（賛成と反対が同数）の場合は、議長が決めます。</p> <p>議長は「起立全員であり、議案第〇号は、可決致しました」、「〇番、〇番を除いて起立多数であり、議案第〇号は、可決いたしました」、「〇番、〇番を除いて起立少数であり、議案第〇号は、否決いたしました」などと用います。</p>
陳情	<p>陳情は、特定の事項についての利害関係を有する住民が、議会等に実情を訴え、当局の適切な措置を要望することです。</p> <p>請願とは異なり、議員の紹介を必要としません。</p> <p>定例会で常任委員会や議会運営委員会に付託し、最終的に本会議で採決し、議会としての結論を出します。</p>
追加議案	<p>議案は通常、開会日に提出、上程されますが、この後、会期中に追加して提出、上程される議案のことです。</p>
通年議会	<p>会期を1年(4月1日から3月31日：会計年度区分)とし、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度です。</p> <p>従来の定例会(6月・9月・12月・3月)を「定例に再開する議会」、従来の臨時議会を「定例に再開する以外の本会議」とし、従前同様の日程内容としております。</p> <p>本会議の呼称は、「福島町議会定例会〇月会議」とし、同一月内に複数開催される場合は、「福島町議会定例会〇月第〇会議」としております。</p>
提案説明	<p>上程議案を審議するにあたり、まず、本会議で、提出者から提案理由やその内容について説明を聞き、質疑に入ることを原則としています。</p> <p>町長提出の議案は町長・副町長・教育長・担当課長が、議員提出の議案は当該議員が説明を行います。</p>
定刻	<p>「〇日は、定刻より本会議を開きます」の定刻は、午前10時のことです。</p> <p>本会議の会議時間は、原則、午前10時から午後5時までと定められています。</p>
定足数	<p>議会の会議において、有効に議題を審議し、決定するために最小限必要とされる出席議員数のことで、定足数は、原則として議員定数の半数以上となっています。</p>
同意・不同意	<p>議決のうち、人事案件（人事同意議案）について可とすることが同意、否とすることが不同意です。</p>
動議	<p>議会(委員会)の進行や手続きに関して、議員から議会(委員から委員会)に対して提案されるものです。</p> <p>具体的には、休憩、質疑や討論の終結など、会議の途中に口頭で行われる議事の進行や</p>

	<p>審議手続に関するものがほとんどです。</p> <p>動議は、所定の賛成者があれば成立し、議題となり議決されます。</p>
答弁	<p>本会議、委員会などで、議員（委員）の質疑・質問に対して町長や副町長、関係課長などが答えることです。</p>
答弁書	<p>質問に対する回答、弁明または説明を記載した文書のことを言います。</p>
討論	<p>採決の前に、議員がその案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。</p> <p>自己の意見に反対の議員や賛否の意思を決めかねている議員に対し、自己の意見に賛同させようとすることに意義があります。</p>
特別委員会	<p>常任委員会のほかに、特定の事件を審査調査するために設置する委員会です。議決により、設置します。（予算、決算審査等）</p>
二元代表制	<p>地方自治体では、国の議院内閣制と異なり、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度をとっており、これを二元代表制といいます。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、地方自治体の運営を進めていきます。</p> <p>議会は、首長と対等の立場に立ち、地方自治体運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視・評価し、計画段階の積極的な政策提案を通して政策形成に参画することこそが、二元代表制の本来の在り方であると言えます。</p>
認定・不認定	<p>議決のうち、決算認定議案について可とすることが認定、否とすることが不認定です。</p> <p>不認定は、「認定しないものと決する」といいます。</p>
発議	<p>議会の会議において、議員が議案を議長に提出することを言います。議案の場合は提案ともいいます。</p> <p>動議の提出も含まれます。</p>
発言	<p>議会の会議における発言は、提案説明、質疑・質問、討議、討論、動議、委員長報告など様々です。</p> <p>本会議では、いずれも議長の許可が必要です。</p>
反問権	<p>答弁する者が、会議において、議員の質問や政策提言に対し、議長(委員長)の許可を得て反対に質問すること。</p>
付議	<p>案件（事件）を議会の審議に付すことです。臨時会の場合は、あらかじめ町長が付議すべき事件を告示することが必要です。</p>
付託	<p>本会議での質疑が終了した後、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を託すことです。</p>
本会議	<p>全議員で構成され、提出された議案について、質疑・意見交換・討議・討論・採決が行われ議会の意思を決定する会議です。</p> <p>本会議は、その運営を議長が主宰し、議場で開きます。</p>
マニフェスト	<p>マニフェスト (manifesto) とは宣言・声明書の意味で、個人または団体が方針や意図を多数者に向かってはっきりと知らせること、またはそのための演説や文書です。</p> <p>選挙において有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、政党または首長・議員</p>

	等の候補者が当選後に実行する政策を予め確約（公約）し、それを明確に知らせるための声明（書）の意味で使われることが多く、この場合のマニフェストは「政策綱領」「政権公約」「政策宣言」などの意味となっています。
予算・決算 特別委員会	予算、決算等、町財政に関する総合的な審査・調査を行うため設置する特別委員会です。
臨時会	定例会以外に、必要があるとき、特定の事件に限り審議するために招集される議会です。 議会役員の選任のための臨時会のほか、緊急を要する特別委員会の設置などのために開催します。 福島町議会では、臨時会を「定例に再開する以外の本会議」としています。
臨時議長	一般選挙後の最初の議会など、議長の職務を行う者がいないときに、議長が選挙されるまでの間、当日議場に出席している議員のうち、最年長者が臨時に議長の職務を行います。
例月出納検査報告	町の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査し、その結果の報告が議会に提出されます。 議長は、本会議で、報告事項とし、各議員に配付します。